

鹿屋市社会保険等加入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市社会保険等加入促進事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第212号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「事業主負担金」を「林業従事者負担金」に改める。

第6条第4号中「社会保険等加入掛金領収証」を「社会保険等加入掛金領収証等」
に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。